



平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 新立川航空機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石戸 敏雄  
(コード：5996 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部門長兼総務部長  
筑紫 賢二  
(TEL. 042-529-1111)

### 株式会社レヴァーレによる当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社レヴァーレ（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成 23 年 8 月 31 日から実施されておりましたが、平成 23 年 10 月 19 日をもって終了し、公開買付者より添付資料のとおり、本公開買付けの結果が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が、買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立いたしております。

以 上

添付資料

「新立川航空機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

【添付資料】

平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社レヴァーレ  
代表者名 代表取締役 石戸敏雄  
代表取締役 村山正道

新立川航空機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社レヴァーレ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 8 月 30 日、新立川航空機株式会社（コード番号：5996、東証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 8 月 31 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 10 月 19 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び住所

株式会社レヴァーレ  
東京都中央区日本橋本町三丁目 8 番 5 号

(2) 対象者の名称

新立川航空機株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,595,074 株	2,815,933 株	一株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,815,933 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,815,933 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数

の下限は、対象者の平成23年8月12日提出の第78期第1四半期報告書に記載された同日現在の対象者の発行済株式総数（11,028,869株）から、上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する自己株式の数（26,535株）及び立飛企業株式会社（以下「立飛企業」といいます。）が保有し、会社法第308条第1項に基づき議決権を行使することができない対象者株式（2,664,910株）を控除した数（8,337,424株）の3分の2以上に相当する株式数（5,558,283株、対象者の平成23年8月12日提出の第78期第1四半期報告書に記載された同日現在の対象者の発行済株式総数（11,028,869株）から上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式（26,535株）を除いた数（11,002,334株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして50.52%）から、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている立飛開発株式会社（以下「立飛開発」といいます。）の保有株式（2,742,350株）を控除した数（保有割合25.59%）です。

（注2） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（5,595,074株）を記載しております。当該最大数は、対象者の平成23年8月12日提出の第78期第1四半期報告書に記載された同日現在の対象者の発行済株式総数（11,028,869株）から、上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する自己株式の数（26,535株）並びに本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている立飛企業及び立飛開発の保有する5,407,260株を控除した数です。

（注3） 本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式についても買付けの対象となります。なお、会社法に従って対象者の株主の皆様による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者の株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買い取ります。

（注4） 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

#### （5）買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成23年8月31日（水曜日）から平成23年10月19日（水曜日）まで（33営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### （6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金5,200円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,815,933株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（5,492,268株）が買付予定数の下限（2,815,933株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成23年10月20日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	5,492,268株	5,492,268株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	5,492,268株	5,492,268株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係	27,440個	(買付け等前における株券等所有割合

者の 所有株券等に係る議決権の数		24.94%)
買付け等後における公開買付 者の 所有株券等に係る議決権の数	54,922 個	(買付け等後における株券等所有割合 49.92%)
買付け等後における特別関係 者の 所有株券等に係る議決権の数	27,423 個	(買付け等後における株券等所有割合 24.92%)
対象者の総株主の議決権の数	82,360 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成23年8月12日提出の第78期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された平成23年8月12日現在の対象者の発行済株式総数(11,028,869株)から、上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(26,535株)を控除した株式数(11,002,334株)に係る議決権の数(110,023個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年10月26日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、現在、東京証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は対象者の発行済株式の全て（立飛企業及び立飛開発が保有する対象者の株式並びに対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社レヴァーレ	東京都中央区日本橋本町三丁目 8 番 5 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上